

柔軟な学びの場の変更について

目指す学校の姿 ⇒ 期待される効果

1

障がいの有無によらず、小中学生との交流及び共同学習の機会を可能な限りつくり出すことのできる学校
⇒共に学ぶ機会の増加による、インクルーシブな共生社会の担い手としての意識の醸成

2

特別支援学校、自校専用LD(学習障害)等通級指導教室の設置による、学びと支援の連続性が確保された学校
⇒障がいの状態、特性及び発達段階等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の実現
⇒身近な地域で教育を受けられる安心感

3

松本市インクルーシブセンターと連携し、通常学級における多様性を包み込む学びの充実を図るとともに、多様な学びの場の柔軟な変更が実現できる学校
⇒学校全体の学びの充実及び支援力の向上
⇒一人ひとりの、その時点における教育的ニーズに対する的確な対応に基づく、成長、発達の最大限の保障

4

松本市の特別支援教育及びインクルーシブ教育システムの拠点として、先行モデルとなる学校
⇒特別支援教育のセンター的機能の強化
(特別支援教育に関する情報発信、児童生徒や保護者等に対する教育相談等)
⇒インクルーシブ教育システムのフラッグシップ校として、他校への先行事例の提供及びノウハウの共有

松本市インクルーシブセンターと連携し、通常学級における多様性を包み込む学びの充実を図るとともに、多様な学びの場の柔軟な変更が実現できる学校

⇒学校全体の学びの充実及び支援力の向上

⇒一人ひとりの、その時点における教育的ニーズに対する的確な対応に基づく、成長、発達の最大限の保障

柔軟な学びの場の変更

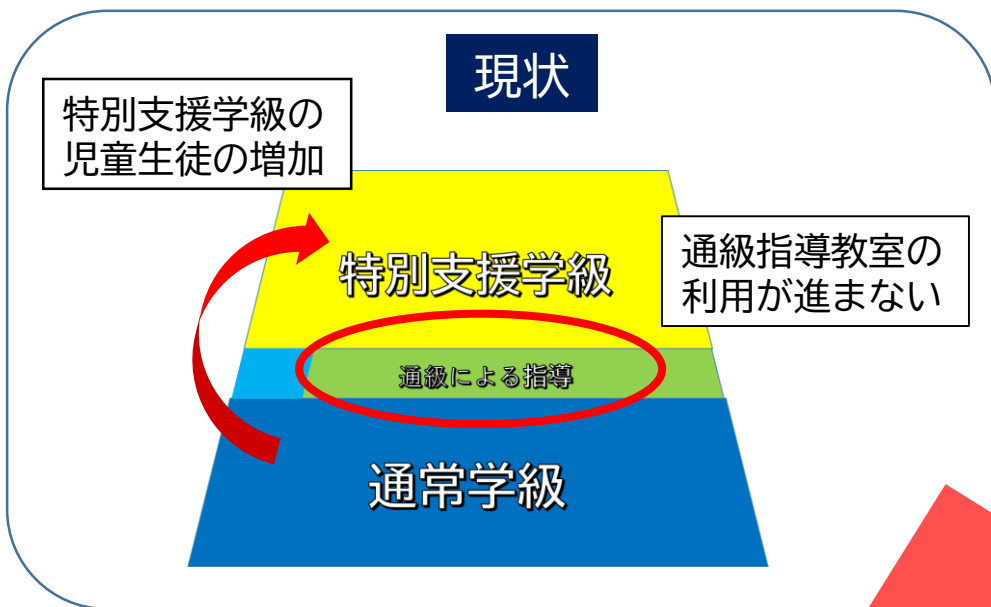
○市立特別支援学校と併置される小中学校では、校内教育支援委員会を合同で組織し、学びの場の変更について協議を行えるようにしたい。

- ・学びの場の変更が行われるイメージ
- ・校内での学びの場が変更されることによる課題 等

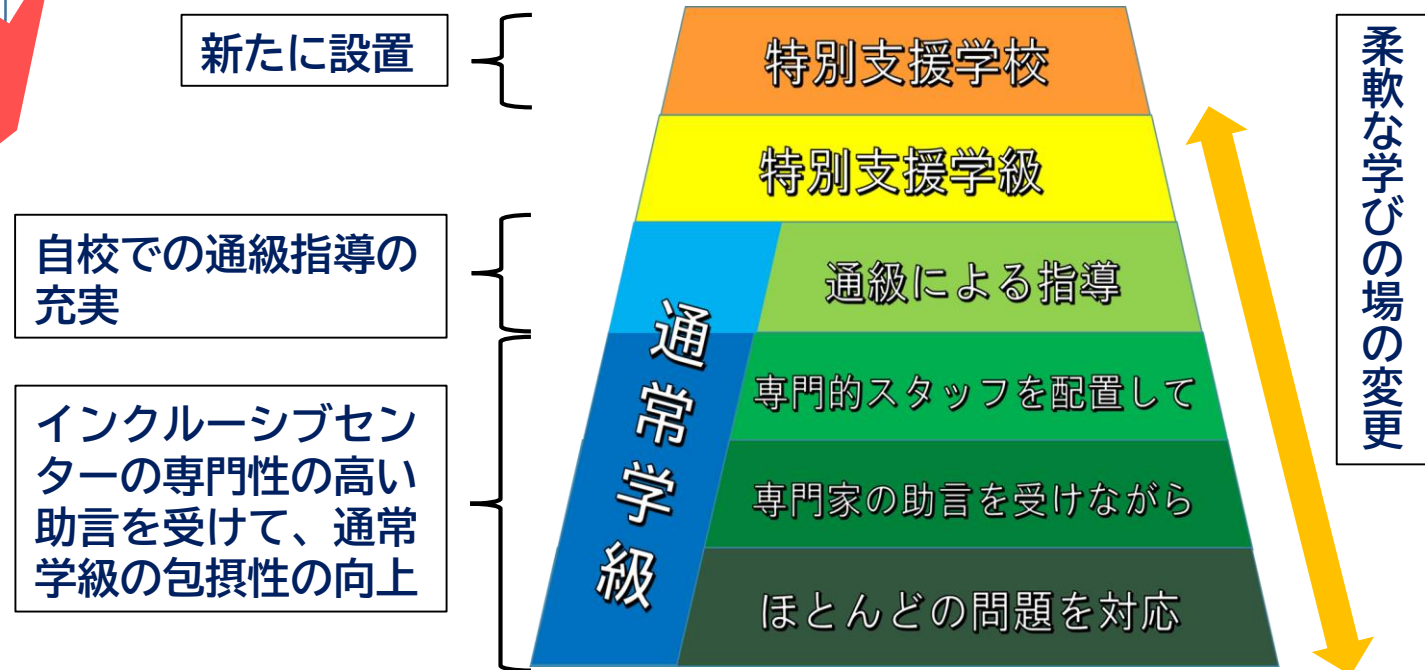
○校内教育支援委員会で学びの場の変更の決定を行うための課題

- ・専門家チーム
- ・校内教育支援委員会の機能拡大
- ・インクルーシブセンターとの関わり 等

校内への多様な学びの場の整備と柔軟な学びの場の変更の課題



インクルーシブ教育システムの実現 「シン・源池小学校」

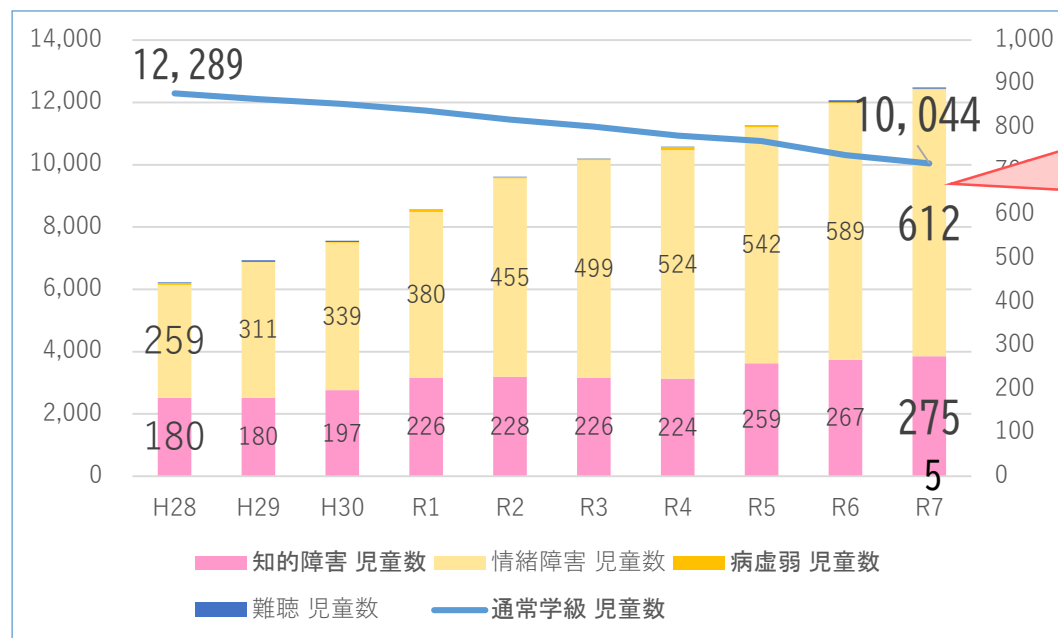


インクルーシブ教育システム構築に向けた課題

1 特別支援学級の増加

- ・平成28年～令和7年までの10年間で、小学校の通常学級の児童数は12,289人から10,044人に、18パーセント減少
- ・一方で、特別支援学級の児童数は、約2倍に増加（自覚障害学級で2.4倍、知的障害学級で1.5倍）
安曇小、大野川小及び奈川小以外のすべての小学校に特別支援学級を設置

松本市の特別支援学級(小学校)の在籍児童数推移

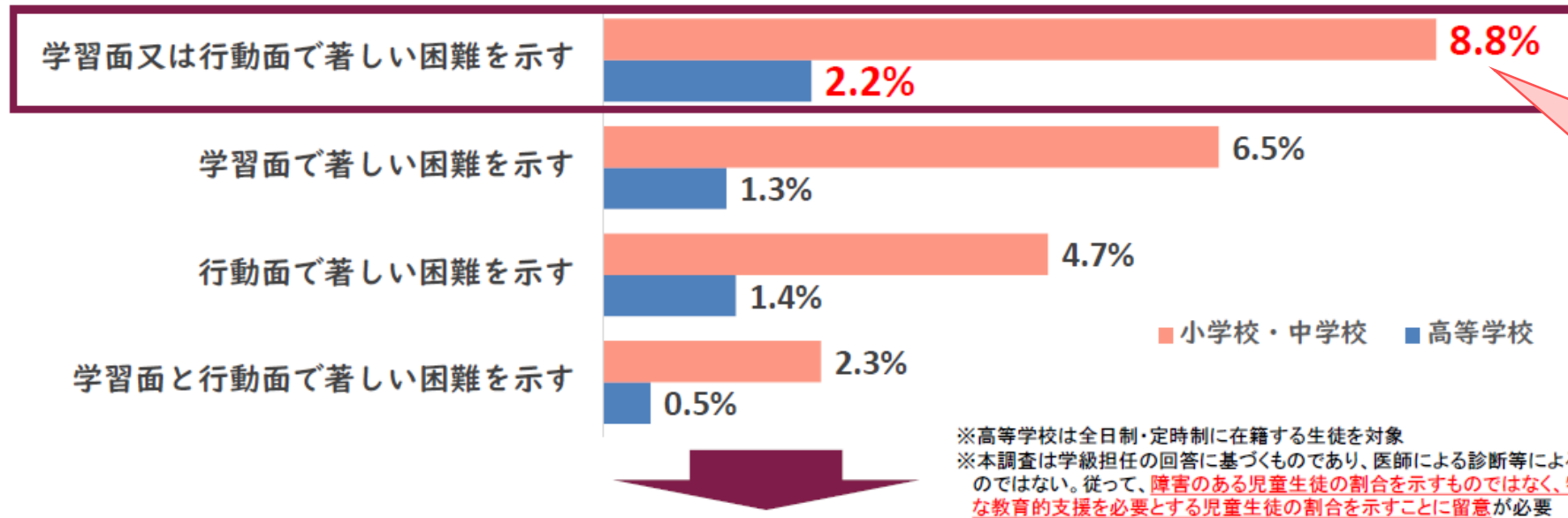


通常学級の児童数
10年間で18%減少
特別支援学級の児童数
10年間で2倍に増加

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況（令和4年度）



学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%（推定値）



通常学級に在籍している児童生徒の8.8%が支援を必要としている。

「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の支援の状況（推定値）

1. 現在、通級による指導を受けている児童生徒の割合



2. 校内委員会において、特別な教育的支援を必要と判断されている児童生徒の割合



通級指導等の支援が行き届いていない。

2 小学校段階における主な通級指導教室の運営状況

○まなびの教室(LD等通級指導教室)

- ・ **設置校**：並柳小、芳川小、島内小、旭町小（中学校：開成中、松島中）
- ・ **サテライト**：山辺小、筑摩小、中山小、清水小、寿小、明善小、鎌田小、波田小、開智小、本郷小、インクルーシブセンター

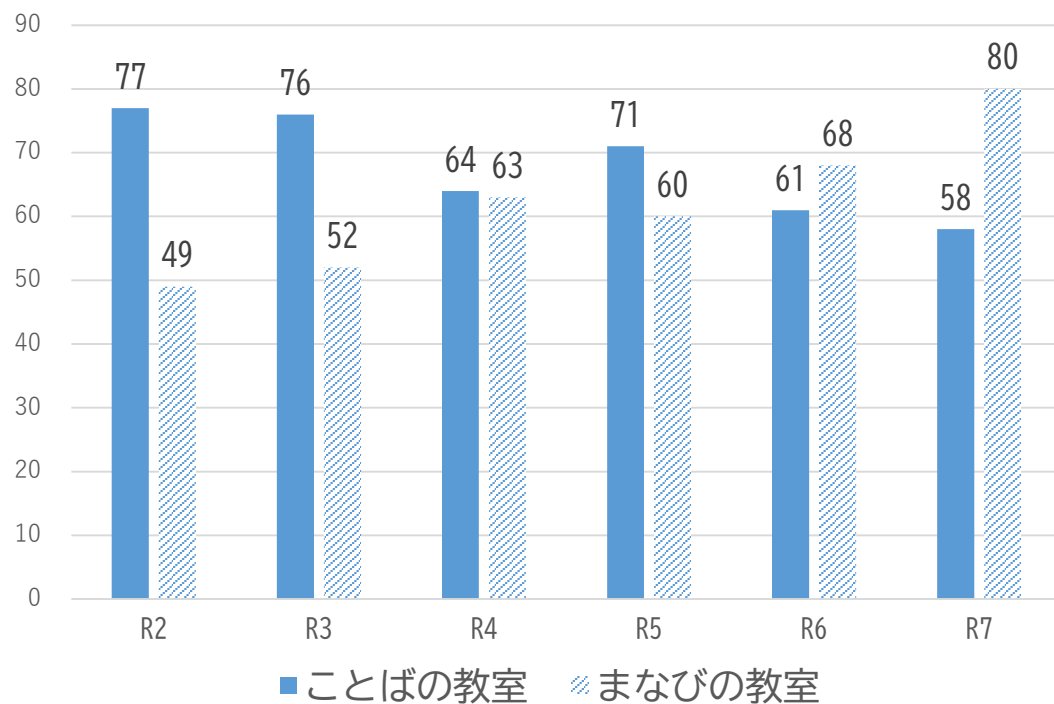
○ことばの教室(言語障害通級指導教室)

- ・ **設置校**：源池小、田川小、開明小、波田小

○そのほかに、松本盲学校及び松本ろう学校で通級指導教室を開設

- ・ 常設型の**設置校**
- ・ 週1日程度開設の**サテライト**
- ・ いずれもない場合は、設置校かサテライトに保護者が送迎

松本市内の主な通級指導教室(小学校)の通級児童推移



通級指導教室とは

通級による指導は通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について障がいに応じた特別の指導（自立活動）を、特別な指導の場（通級指導教室）で行う指導形態です。

例えば、このような指導をしています。



3 LD等通級指導教室(まなびの教室)の設置校と通級児童数の関係

(1) 松本市内の設置状況別のまなびの教室利用児童数(R7)

R7年5月1日時点

| | 通級方法 | 通常学級児童数 | うち通級利用児童数 | 通級利用割合 |
|----------------------|----------------|---------|-----------|--------|
| 設置校4校 | 校内の教室で実施 | 2,693人 | 30人 | 1.11% |
| サテライト10校 | | 3,414人 | 39人 | 0.98% |
| 設置なく、他校への通級が必要な学校14校 | 保護者等の他校への送迎が必要 | 3,935人 | 11人 | 0.33% |
| 小学校全体 | | 10,042人 | 80人 | 0.8% |

全体的に通級の利用割合が低く、特に、他校への通級は、保護者の送迎負担があり、利用が進まない。

(2) まなびの教室利用者の利用時間(R7)

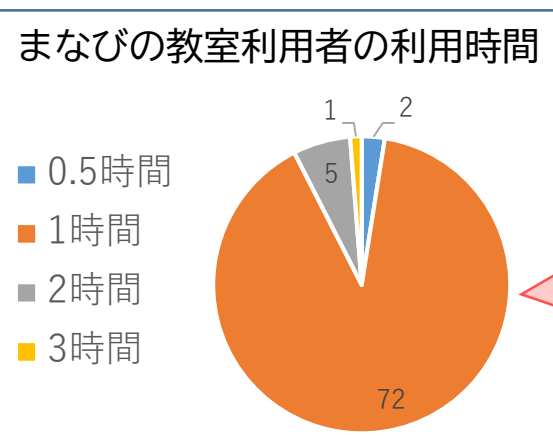
○制度上の利用時間 ~8時間/週

○実際の利用時間(週)

週0.5時間 2名
 週1時間 72名
 週2時間 5名
 週3時間 1名

週2時間以上は全体の7.5%

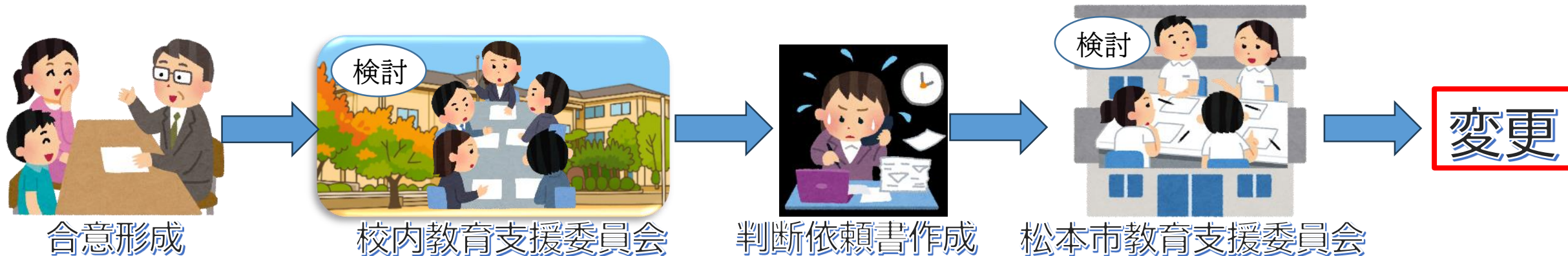
内訳 設置校 5人
 サテライト校 1人
 他校通級 **ゼロ**



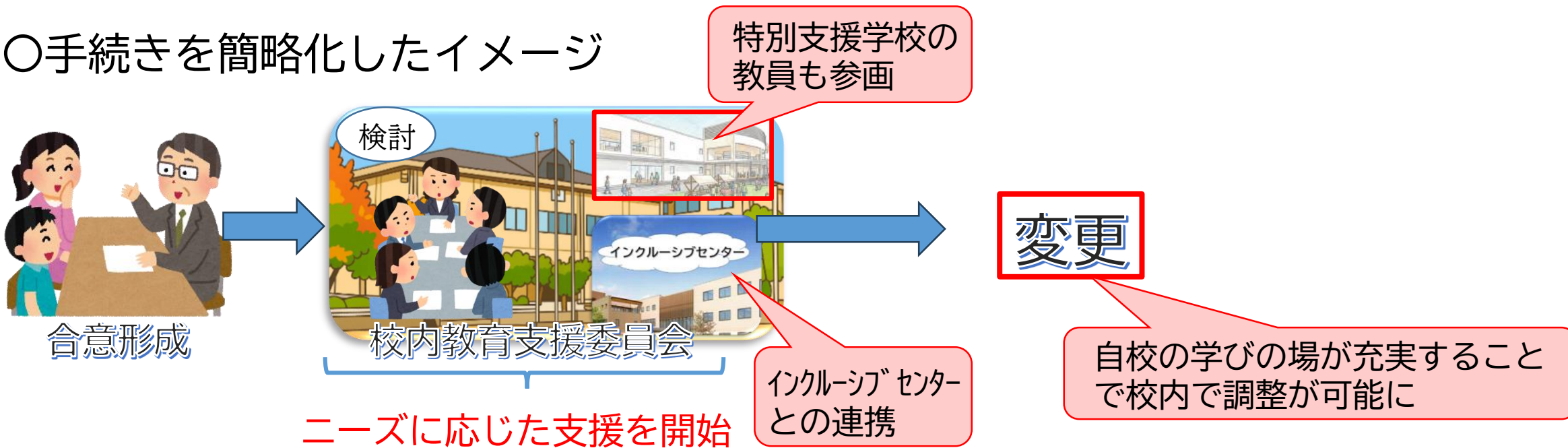
・ 大多数の利用時間は週1時間
 ・ 他校への通級では時間数を増やしづらい

校内教育支援委員会の機能強化による学びの場の変更手続きの簡略化

○現在の学びの場の変更手続き



○手続きを簡略化したイメージ



松本市インクルーシブセンターと連携し、通常学級における多様性を包み込む学びの充実を図るとともに、多様な学びの場の柔軟な変更が実現できる学校

⇒学校全体の学びの充実及び支援力の向上

⇒一人ひとりの、その時点における教育的ニーズに対する的確な対応に基づく、成長、発達の最大限の保障

柔軟な学びの場の変更

○市立特別支援学校と併置される小中学校では、校内教育支援委員会を合同で組織し、学びの場の変更について協議を行えるようにしたい。

- ・ 学びの場の変更が行われるイメージ
- ・ 校内での学びの場が変更されることによる課題 等

○校内教育支援委員会で学びの場の変更の決定を行うための課題

- ・ 専門家チーム
- ・ 校内教育支援委員会の機能拡大
- ・ インクルーシブセンターとの関わり 等